



過半数代表者は「働く者の立場」の代表です！ その1 公正・公平に選出して安心して働ける職場を創り出そう！

そもそも、過半数代表者とは？

各事業場の労働者の過半数の信任を得て、36協定等の労使協定を会社と締結したり、就業規則の作成・変更の際に意見を述べる者のことです。労働基準法等の法令によって規定され、会社側と対等の関係に立ち、事業場で働く労働者の立場で判断し行動する、「働く者の立場」の代表者です。過半数で組織する労働組合が無い場合は選挙等公平な方法で選出します。



労使協定締結や就業規則の作成・変更について、「働く者の立場」の代表を民主的に選出することが法令により規定されています！

過半数代表者の役割は？

①就業規則に対して労働者の意見を述べる

使用者は就業規則の作成または変更の際に過半数代表者の意見書を付けて労働基準監督署に提出することが労働基準法で定められています(労働基準法第90条)。

就業規則は賃金や業務内容等についての契約書のようなものです。最近では「働き方改革」に関する内容や「休業指示にかかわる就業規則の改正」等について改正が行われ、代表者への意見聴取が行われています。



就業規則は私たちの労働条件の根幹に関わる極めて重要なものであり、意見を述べる過半数代表者の役割は重要です！

②労使協定を締結する

使用者が従業員に超勤や休日出勤をさせるには、労働者と使用者が労使協定を結ぶ事が労働基準法で定められています。いわゆる「36協定」であり、使用者がこの協定を結ばずに残業を命じると刑事罰を科せられます(労働基準法第36条)。



**超勤時間の上限は36協定で決まり、その内容は働き方に大きく影響します！
営業統括センターの新設や「柔軟な働き方」の進展により、私たちの働き方が大きく変わる中、36協定を締結する過半数代表者の役割は極めて重要です！**

③法律で決められている委員会の労働者側の委員を推薦する

安全委員会と衛生委員会を統合した安全衛生委員会が開かれる場合、労働災害防止の取り組みを労使一体となり行うため、過半数代表者がその委員を指名することが労働安全衛生法により定められています。



安全衛生委員会は安心して働ける環境をつくるため、職場で発生する問題を議論し、解決していくための重要な場です！

過半数代表者の役割について考え、安心して働ける労働環境を創り出すために、職場の声を反映する代表者を選出しよう！



過半数代表は「働く者の立場」の代表です！ **その2**
公正・公平に選出して安心して働ける職場を創り出そう！

過半数代表者になるには？

過半数代表者になる要件が決められています (労働基準法施行規則第6条の2)

- ① 監督または管理の地位にある者でないこと
- ② 法に規定する協定をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること
- ③ 使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

つまり、過半数代表者になれるのは・・・

- ◆ **現場長等の管理職・指定職の方は過半数代表者になることはできません！**
- ◆ **会社が過半数代表者を指名したり、選挙・信任投票など公正な手続き無しに過半数代表者となることはできません！**
- ◆ **会社が立候補を促したり、「この人に投票して欲しい」と斡旋したり等、会社の意向に基づき選出された場合は法令違反であり、無効です！**



「〇〇さんに投票して欲しい」とか、「わかってるよね？よく考えて投票するように」など、**使用者(会社)から投票内容について依頼や斡旋があれば、コンプライアンス違反です！**
管理者など職場の上司という立場を通して行われることも同様に違反です！

※過半数代表者選出について労働者間で議論することは全く問題ありません



過半数代表者は労働者間での公平な選出により決められるものであり、使用者の関与を認めるものではありません。また、会社はあくまでも便宜上手続きを行うに過ぎません。



「働く者の立場の代表」を公正・公平に選出し、安全で働きやすい職場を創り出そう!!